

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校、  
高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について  
(令和3年1月8日 通知) (概要)

各学校等は、以下の事項及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」(※翻訳版のリンクを貼る)を踏まえ、感染症対策がとられていることについて、チェックリストも活用して確認するとともに、設置者も各学校等の感染症対策の状況を確認し、必要な措置や支援を行うこと。

## 1. 学校教育活動の継続

- 地域一斉の臨時休業については、学校における新型コロナウイルスの感染状況や特性を考慮すれば、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点からも、避けるべき。
- 緊急事態宣言の対象区域の高等学校、特別支援学校については、地域の感染状況に応じて、時差通学や分散登校の導入などの検討を行い、警戒度を高めること。

## 2. 感染症対策

### (1) 健康観察の徹底

児童生徒や教職員の登校・出勤前の健康観察を徹底すること。登校後も児童生徒の健康観察に努め、体調の不調に教職員が気づいた場合には、迅速に対応すること。

### (2) 感染リスクの高い活動の回避

#### ア 感染リスクの高い教育活動

- ・ 教科等活動は「衛生管理マニュアル」を踏まえて行い、緊急事態宣言の対象区域では、下記の活動は一時的に停止。
  - ✓ 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」(★)
  - ✓ 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
  - ✓ 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」(★)
  - ✓ 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
  - ✓ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」(★)
  - ✓ 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」(★)や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」(★)
- ・ なお、「★」の活動は特にリスクが高いため、緊急事態宣言の対象区域に属する地域以外でも、感染者が散発的な発生にとどまり医療提供体制に特段の支障がないような状況でない限り、実施するかどうかを慎重に検討すること。また上記の活動以外であっても、児童生徒等同士が近距離で大きな発声を伴う活動や身体的接触、マスクを外して行う運動など、感染リスクの高い活動については、地域の感染状況等に応じて、適宜見直すこと。

## イ 体育

- ① 可能な限り屋外で実施。屋内では呼気が激しくなる運動を避けることを徹底。
- ② 緊急事態宣言の対象区域では、児童生徒が運動を行っていない際（着替えや用具の準備等）はマスクを着用。また、内容も、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数での活動（球技のパス等）は十分な距離を空けて実施。
- ③ 対象区域以外の地域でも、②を参考として適切に取り組むこと。

## ウ 給食、弁当、教職員の食事などの飲食の場面

- ・ 飛沫を防ぐため、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応をとること。飛沫を飛ばさないような席の配置や距離がとれない場合は、会話を控えるなど工夫すること。また、食事後の歓談時には必ずマスクを着用すること。

### (3) 部活動における感染症対策の強化

緊急事態宣言の対象区域では、感染状況を踏まえ、他校との練習試合や合宿等を一時的に制限するなど、警戒度を高めること。また、部活動終了後に、生徒同士で食事をすることを控えるよう指導を徹底すること。

### (4) 学校外の行動における留意事項

緊急事態宣言の対象区域では、児童生徒等に対して、特に20時以降の不要不急の外出を控えることなどについて指導すること。同様に教職員にも周知徹底すること。

### (5) 幼稚園における感染症対策

本通知を参照し、また「衛生管理マニュアル」に留意しながら、幼児特有の事情を考慮しつつ、各園における感染症対策について改めて確認・徹底すること。

## 3. 心のケア

- 新型コロナウイルス感染症に起因するストレス、いじめ、偏見等に関し、児童生徒に相談窓口（各自治体において開設している相談窓口等）を周知するとともに、必要に応じて教員やカウンセラー等による支援を行うなど、児童生徒の心のケア等に配慮すること。

## 4. 高等学校入学者選抜等

### (1) 高等学校入学者選抜等の実施

- 高校入学者選抜等については、緊急事態宣言の対象区域の内外に関わらず、万全を期した上で、予定どおり実施すること。

### (2) 感染症対策の徹底と更なる検討

- 入学者選抜当日、発熱等の症状がある志願者への対応など、地域の感染状況を踏まえ、必要に応じて、更なる感染症対策を検討すること。

(参考) 学校教育活動を継続するためのチェックリスト

- 登校・出勤前の健康観察などによる健康状態の把握に加え、登校後の体調不良者の早期発見に努め、養護教諭等と連携した迅速な対応をとっていますか。
- 教職員についても、体調不良時には休みをとったり受診したりしやすい環境の整備を工夫していますか。
- 教室等における常時換気（難しい場合には30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに窓を全開）を励行するとともに、児童生徒等に温かい服装を心掛けるよう指導し、学校内での防寒目的の衣服の着用等について、柔軟に対応していますか（コートや防寒着・マフラー等の着用、ひざ掛け・毛布などの使用等）。
- 各教科の学習活動や方法が、「衛生管理マニュアル」第3章「具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について」に示された、地域の感染レベルに応じた活動の考え方に相応するものとなっていますか。  
（※全ての教科についてチェック）
- 体育の授業を体育館など屋内で実施する必要がある場合は、呼気が激しくなるような運動は避けるなど、体育における留意事項を徹底していますか。
- 給食、弁当、部室での食事、教職員の食事などを含め、すべての飲食の場面において、飛沫を飛ばさないような席の配置や、距離がとれなければ会話を控えるなどの対応を工夫していますか。また、食事後の歓談時には必ずマスクを着用するよう指導を徹底していますか。
- 部活動（その前後の活動も含む）において、地域毎の感染レベルに応じた活動を行っていますか。特に、高等学校においては、地域の感染状況に応じて、感染リスクの高い活動を一時的に制限することも含め検討していますか。